

# 職種の分類について

## 1 職種の構成

国土交通省及び農林水産省が定める公共工事設計労務単価の51職種は、技能・技術の程度に応じて、世話役、一般技能労働者、作業員に分類されます。

世話役とは、相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行う労働者が該当します。世話役が設けられている職種では、以下の注意点に従って分類してください。

一般技能労働者とは、相当程度の技能を有し、主体的に業務を行う労働者が該当します。したがって、相当程度の技能を有する労働者については、普通作業員、軽作業員、トンネル作業員に分類しないように注意してください。

作業員とは、各種作業において補助的に業務を行う労働者が該当します。

それぞれの職種との対応関係については、別紙「職種と世話役、一般技能労働者、作業員の対応関係」を参照してください。また、51職種の定義及び作業内容については、別紙「公共事業労務費調査の対象職種の定義及び作業内容（国土交通省発表資料から抜粋）」を参照してください。

## 2 注意事項

職種の選択にあたっては、事業所で使用している名称にとらわれず、以下の内容に注意してください。

ア 世話役が設けられている職種では、世話役と一般技能労働者のどちらに該当するか判断してください。

イ 作業員が設けられている職種では、一般技能労働者と作業員のどちらに該当するか判断してください。

ウ 作業分担及び作業内容の指示、指導、監督等を行う労働者は、世話役に分類してください。

エ 一般的な作業を自ら行いつつ、率いている班等に所属する労働者の指導、監督等を主たる業務とする労働者は、世話役に分類してください。

オ 他の労働者への指導、監督等を日常的には行っていない、行っているとしても労働時間の管理等に限定される労働者は、一般技能労働者に分類してください。

カ 複数の職種に従事する場合は、従事した日数が長い等、主に従事した作業が該当する職種を選択してください。